



令和元年 5 月 2 9 日
海 上 保 安 庁

熟練者に学ぶ！

～ カヌー・SUPの安全運航技術を確認し、啓発動画を作成します～

近年多様化している海洋レジャーの事故防止に役立つ情報を官民連携により「ウォーターセーフティガイド」としてまとめ、海上保安庁のホームページ等で周知を図っているところです。

手軽に遊べるアクティビティとして、近年注目を集めるカヌー及びSUPの事故防止対策の更なる充実強化を図るため、横浜海上防災基地プールにおいてカヌー及びSUPの風浪下における安全な運航技術の確認を行い、その状況を撮影した動画をウォーターセーフティガイド（カヌー編及びSUP編）に掲載することで、カヌー及びSUPの事故防止を図ります。

1 実施日時

令和元年 6 月 5 日（木）

安全な運航技術の確認 午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分までの間

意見交換会 午後 4 時 4 0 分から午後 5 時 3 0 分までの間

※ 開場は午後 1 時 3 0 分を予定しております。

2 実施場所

横浜海上防災基地（神奈川県横浜市中区新港 1 丁目 2 番 1 号）

3 内容

風及び波を人工的に造成することが可能な横浜海上防災基地プール内において、以下の確認を実施します。

（1）カヌー

① 風浪の影響下における漕法の確認

平成 3 0 年に発生したカヌーの海難の原因として、気象海象不注意や技能不足が約 4 割を占めていることから、風及び波等を人工的に造り出した上で、カヌーの初心者と熟練者それぞれが操船不能又は転覆に陥るまでの違いについて、経過を動画撮影し、各操船者の技術内におけるカヌーの限界と安全な漕法について確認します。

② 転覆したカヌーからの復原方法

平成30年に発生したカヌーの海難の約4割が転覆したカヌーを復原させることができずに漂流した事案であることから、単独及び複数航行時に転覆したカヌーから最適に復原する方法を確認します。

(2) SUP (スタンドアップパドルボード)

風浪の影響下における漕法の確認

平成30年に発生したSUP中の事故の原因として、気象海象不注意や技能不足が約8割を占めていることから、風及び波等を人工的に造り出した上で、SUPの初心者と熟練者それぞれが落水に陥るまでの違いについて、経過を動画撮影し、各操船者の技術内におけるSUPの限界と安全な漕法について確認します。

4 結果の活用方法

平成30年に発生したカヌー及びSUP中の事故の約7割が経験年数3年以内の初心者であることから、各条件下における初心者及び熟練者の違いを比較検討の上、検証結果をウォーターセーフティガイドに掲載することにより、カヌー及びSUP初心者による事故を未然に防止します。

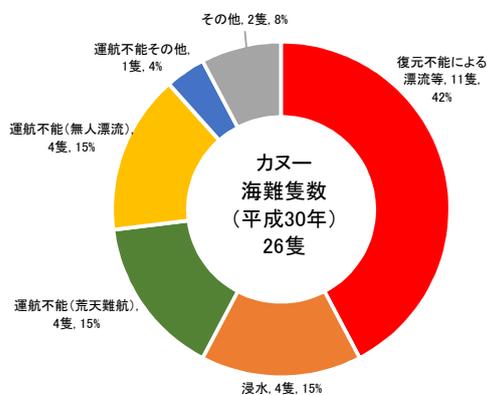
5 参加機関

官公庁：海上保安庁ほか

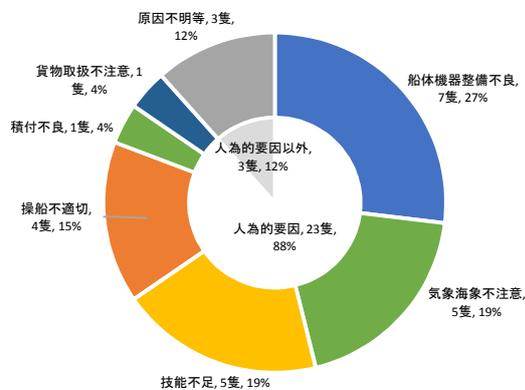
民間団体：(公財)マリンスポーツ財団、(公財)日本ライフセービング協会、(公財)日本釣振興協会、(公財)日本カヌー連盟、(一社)日本スタンドアップパドル協会、(一社)日本セーフティカヌーイング協会、(一社)日本釣用品工業会、(一社)日本船用機関整備協会、(一社)日本マリン事業協会、(NPO法人)日本SUP推進協議会、株式会社舵社、株式会社丸漕、K38 JAPAN、日本カヌー工業会、日本SUP振興会、日本レクリエーションカヌー協会、北海道スタンドアップパドル協会

参考資料（カヌーの海難隻数）

【カヌーの海難種類別の割合（平成30年）】

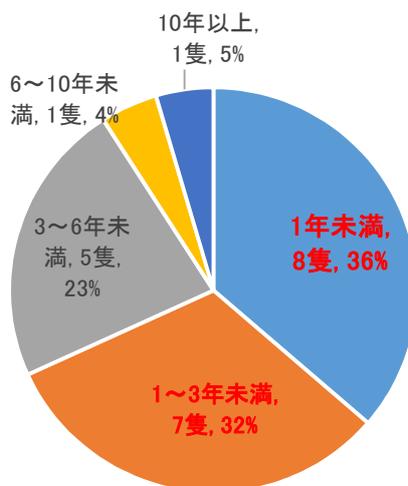


【カヌーの海難原因別の割合（平成30年）】



カヌーの事故隻数：26隻（平成30年）

【カヌーの経験年数別の割合（平成30年）】



（不詳を除く）

カヌーの海難事例

発生日時：平成31年4月1日

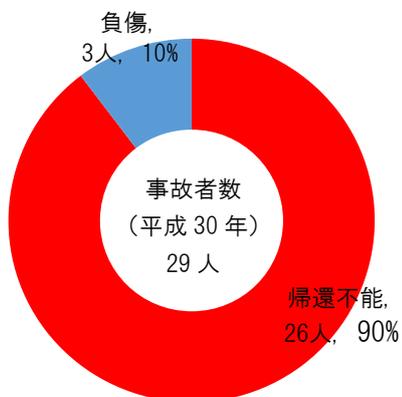
事故者：38歳男性（シーカヤック経験年数2年）

海上警報：海上強風警報発令中

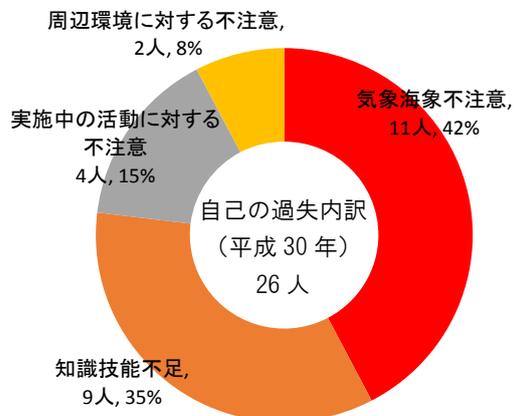
概要：事故者は砂浜からシーカヤックで出艇し、目的地向け航行中のところ、強風及び高波の影響により転覆。約1時間程度、復原を試みるも困難であったことから、118番通報により救助を求め、付近錨泊中の貨物船に救助されました。

参考資料（SUP中の事故者数）

【事故内容別の事故者数(平成30年)】

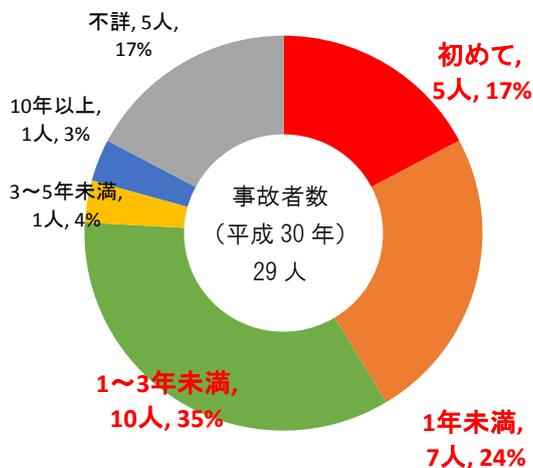


【自己の過失の内訳(平成30年)】



※不可抗力等が原因となる事故者（3人）を除く

【経験年数別の割合(平成30年)】



SUP（スタンドアップパドルボード）の事故事例

発生日時：平成30年5月10日

事故者：40歳男性（SUPの経験年数1年未満）

22歳男性（SUPの経験年数1年未満）

概要：SUPの経験年数1年未満の初心者2名で、2名乗りのSUPで釣りを行っていたところ、風潮流の影響により流され、数回落水したために体が冷え、ボードを漕ぐ体力が尽きたため、帰還不能となり、当庁に救助されました。